

※令和7年4月から「介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)」を削除しました。

釧路市 通所型サービス(通所介護相当) サービスコード表

サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目			釧路市 合成 単位数	算定 単位
A6	1111	通所型サービス(通所介護相当)11	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,798	1月につき
A6	1121	通所型サービス(通所介護相当)12		事業対象者・要支援2	3,621単位	3,621	
A6	1113	通所型サービス(通所介護相当)21	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	436	1回につき
A6	1123	通所型サービス(通所介護相当)22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	447	
A6	C211	通所型サービス(通所介護相当)高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18
A6	C213	通所型サービス(通所介護相当)高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	
A6	C215	通所型サービス(通所介護相当)高齢者虐待防止未実施減算21	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき
A6	C216	通所型サービス(通所介護相当)高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2	4単位減算	-4	
A6	D211	通所型サービス(通所介護相当)業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18
A6	D213	通所型サービス(通所介護相当)業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	
A6	D215	通所型サービス(通所介護相当)業務継続計画未策定減算21	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき
A6	D216	通所型サービス(通所介護相当)業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2	4単位減算	-4	
A6	6105	通所型サービス(通所介護相当)同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376
A6	6106	通所型サービス(通所介護相当)同一建物減算2		事業対象者・要支援1	752単位減算	-752	
A6	6207	通所型サービス(通所介護相当)同一建物減算3		1月当たりの回数を定める場合	94単位減算	-94	1回につき
A6	5612	通所型サービス(通所介護相当)送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47	片道につき
A6	5010	通所型サービス(通所介護相当)生活上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	1月につき
A6	6109	通所型サービス(通所介護相当)若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	
A6	6116	通所型サービス(通所介護相当)栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算		50単位加算	50	
A6	5003	通所型サービス(通所介護相当)栄養改善加算	栄養改善加算		200単位加算	200	
A6	5004	通所型サービス(通所介護相当)口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能向上加算	口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150	
A6	5011	通所型サービス(通所介護相当)口腔機能向上加算Ⅱ		口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160	
A6	6310	通所型サービス(通所介護相当)一体的サービス提供加算	一体的サービス提供加算		480単位加算	480	
A6	6011	通所型サービス(通所介護相当)提供体制加算ⅠⅠ	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88
A6	6012	通所型サービス(通所介護相当)提供体制加算ⅠⅡ		事業対象者・要支援2	176単位加算	176	
A6	6107	通所型サービス(通所介護相当)提供体制加算ⅡⅠ		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72
A6	6108	通所型サービス(通所介護相当)提供体制加算ⅡⅡ		事業対象者・要支援2	144単位加算	144	
A6	6103	通所型サービス(通所介護相当)提供体制加算ⅢⅠ	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A6	6104	通所型サービス(通所介護相当)提供体制加算ⅢⅡ		事業対象者・要支援2	48単位加算	48	
A6	4001	通所型サービス(通所介護相当)生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100	
A6	4002	通所型サービス(通所介護相当)生活機能向上連携加算Ⅱ		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A6	6200	通所型サービス(通所介護相当)口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき
A6	6201	通所型サービス(通所介護相当)口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5	
A6	6311	通所型サービス(通所介護相当)科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の92/1000加算		
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の90/1000加算		
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の80/1000加算		
A6	6380	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の64/1000加算		
A6	6381	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ1		(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の81/1000加算		
A6	6382	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ2		(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の76/1000加算		
A6	6383	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ3		(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の79/1000加算		
A6	6384	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ4		(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の74/1000加算		
A6	6385	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ5		(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の65/1000加算		
A6	6386	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ6		(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の63/1000加算		
A6	6387	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ7		(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の56/1000加算		
A6	6388	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ8		(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の69/1000加算		
A6	6389	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ9		(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の64/1000加算		
A6	6390	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ10		(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の45/1000加算		
A6	6391	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ11		(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の63/1000加算		
A6	6392	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ12		(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の43/1000加算		
A6	6393	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ13		(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の44/1000加算		
A6	6394	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ14		(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の33/1000加算		

(定員超過の場合)

A6	8001	通所型サービス(通所介護相当)11・定超	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	8011	通所型サービス(通所介護相当)12・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	
A6	8003	通所型サービス(通所介護相当)21・定超	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	8013	通所型サービス(通所介護相当)22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

(看護・介護職員が欠員の場合)

A6	9001	通所型サービス(通所介護相当)11・人欠	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	9011	通所型サービス(通所介護相当)12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	
A6	9003	通所型サービス(通所介護相当)21・人欠	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	9013	通所型サービス(通所介護相当)22・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

※令和7年4月から「介護職員等処遇改善加算(V)」を削除しました。

釧路市 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス) サービスコード表

平成29年4月1日以降に通所型サービスAの指定を受けた全ての事業所用

釧路市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	1211	通所型サービスA(緩和した基準による)11	1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,618単位	1,618	1月につき
A6	1221	通所型サービスA(緩和した基準による)12		事業対象者・要支援2		3,259単位	3,259	
A6	1213	通所型サービスA(緩和した基準による)21	1月当たりの回数を定 める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで		392単位	392	1回につき
A6	1223	通所型サービスA(緩和した基準による)22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで		402単位	402	
A6	C221	通所型サービスA(緩和した基準による)高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置 未実施減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	16単位減算	-16	1月につき
A6	C223	通所型サービスA(緩和した基準による)高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援2	33単位減算	-33	
A6	C225	通所型サービスA(緩和した基準による)高齢者虐待防止未実施減算21		1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき
A6	C226	通所型サービスA(緩和した基準による)高齢者虐待防止未実施減算22			事業対象者・要支援2	4単位減算	-4	
A6	D221	通所型サービスA(緩和した基準による)業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定 減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	16単位減算	-16	1月につき
A6	D223	通所型サービスA(緩和した基準による)業務継続計画未策定減算12			事業対象者・要支援2	33単位減算	-33	
A6	D225	通所型サービスA(緩和した基準による)業務継続計画未策定減算21		1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき
A6	D226	通所型サービスA(緩和した基準による)業務継続計画未策定減算22			事業対象者・要支援2	4単位減算	-4	
A6	6125	通所型サービスA(緩和した基準による)同一建物減算1	事業所と同一建物に居住す る者又は同一建物から利用 する者に通所型サービスを行 う場合	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき
A6	6126	通所型サービスA(緩和した基準による)同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	
A6	6227	通所型サービスA(緩和した基準による)同一建物減算3		1月当たりの回数を定める場合		94単位減算	-94	1回につき
A6	5622	通所型サービスA(緩和した基準による)送迎減算		事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47	片道につき
A6	5020	通所型サービスA(緩和した基準による)生活上グループ活動加算	生活上グループ活動加算			100単位加算	100	1月につき
A6	6129	通所型サービスA(緩和した基準による)若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240	
A6	6120	通所型サービスA(緩和した基準による)栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算			50単位加算	50	
A6	5013	通所型サービスA(緩和した基準による)栄養改善加算	栄養改善加算			200単位加算	200	
A6	5014	通所型サービスA(緩和した基準による)口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能向上加算	口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位加算	150	
A6	5021	通所型サービスA(緩和した基準による)口腔機能向上加算Ⅱ		口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位加算	160	
A6	6320	通所型サービスA(緩和した基準による)一体的サービス提供加算	一体的サービス提供加算			480単位加算	480	
A6	6021	通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅰ1	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88	
A6	6022	通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2	176単位加算	176	
A6	6127	通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅱ1		サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	
A6	6128	通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	144単位加算	144	
A6	6123	通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅲ1		サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A6	6124	通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅲ2			事業対象者・要支援2	48単位加算	48	
A6	4011	通所型サービスA(緩和した基準による)生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算	100	
A6	4012	通所型サービスA(緩和した基準による)生活機能向上連携加算Ⅱ		生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200	
A6	6210	通所型サービスA(緩和した基準による)口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20単位加算	20	1回につき
A6	6211	通所型サービスA(緩和した基準による)口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5単位加算	5	
A6	6321	通所型サービスA(緩和した基準による)科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の92/1000加算		
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の90/1000加算		
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の80/1000加算		
A6	6380	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の64/1000加算		
A6	6381	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ1	{(5)介護職員等処遇改善加算(V)}	{(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1)}		所定単位数の81/1000加算		
A6	6382	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ2		{(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2)}		所定単位数の76/1000加算		
A6	6383	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ3		{(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3)}		所定単位数の79/1000加算		
A6	6384	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ4		{(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4)}		所定単位数の74/1000加算		
A6	6385	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ5		{(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5)}		所定単位数の65/1000加算		
A6	6386	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ6		{(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6)}		所定単位数の63/1000加算		
A6	6387	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ7		{(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7)}		所定単位数の56/1000加算		
A6	6388	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ8		{(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8)}		所定単位数の69/1000加算		
A6	6389	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ9		{(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9)}		所定単位数の54/1000加算		
A6	6390	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ10		{(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10)}		所定単位数の45/1000加算		
A6	6391	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ11		{(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11)}		所定単位数の53/1000加算		
A6	6392	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ12		{(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12)}		所定単位数の43/1000加算		
A6	6393	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ13		{(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13)}		所定単位数の44/1000加算		
A6	6394	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ14		{(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14)}		所定単位数の33/1000加算		
(看護・介護職員が欠員の場合)								
A6	9004	通所型サービスA(緩和した基準による)11・人欠	1週当たりの標準的な回数を定 める場合	事業対象者・要支援1		1,618単位	1,133	1月につき
A6	9014	通所型サービスA(緩和した基準による)12・人欠		事業対象者・要支援2		3,259単位	2,281	看護・介護職員が欠員 の場合 ×70%
A6	9006	通所型サービスA(緩和した基準による)21・人欠	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで		392単位	274	1回につき
A6	9016	通所型サービスA(緩和した基準による)22・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで		402単位	281	

※令和7年4月から「介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）」を削除しました。

釧路市 要支援2 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)週1回程度の利用サービスコード表

平成29年4月1日以降に通所型サービスAの指定を受けた全ての事業所用

釧路市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A6	1311	通所型サービスA(緩和した基準による)11	1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援2		1,618単位	1,618	1月につき	
A6	1313	通所型サービスA(緩和した基準による)21	1月当たりの回数を定 める場合	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で4回まで		392単位	392	1回につき	
A6	C231	通所型サービスA(緩和した基準による)高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置 未実施減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	16単位減算	-16	1月につき	
A6	C235	通所型サービスA(緩和した基準による)高齢者虐待防止未実施減算21		1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	4単位減算	-4	1回につき	
A6	D231	通所型サービスA(緩和した基準による)業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定 減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	16単位減算	-16	1月につき	
A6	D235	通所型サービスA(緩和した基準による)業務継続計画未策定減算21		1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	4単位減算	-4	1回につき	
A6	6136	通所型サービスA(緩和した基準による)同一建物減算2	事業所と同一建物に居住す る者又は同一建物から利用 する者は通所型サービスを 行う場合	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	1月につき	
A6	6237	通所型サービスA(緩和した基準による)同一建物減算3		1月当たりの回数を定める場合		94単位減算	-94	1回につき	
A6	5632	通所型サービスA(緩和した基準による)送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	-47	片道につき	
A6	5030	通所型サービスA(緩和した基準による)生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	1月につき	
A6	6139	通所型サービスA(緩和した基準による)若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240		
A6	6130	通所型サービスA(緩和した基準による)栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算			50単位加算	50		
A6	5023	通所型サービスA(緩和した基準による)栄養改善加算	栄養改善加算			200単位加算	200		
A6	5024	通所型サービスA(緩和した基準による)口腔機能向上加算Ⅰ			口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150		
A6	5031	通所型サービスA(緩和した基準による)口腔機能向上加算Ⅱ			口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160		
A6	6330	通所型サービスA(緩和した基準による)一体的サービス提供加算	一体的サービス提供加算			480単位加算	480		
A6	6032	通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅰ2	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	176単位加算	176		
A6	6138	通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅱ2		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2	144単位加算	144		
A6	6134	通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅲ2		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援2	48単位加算	48		
A6	4021	通所型サービスA(緩和した基準による)生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算	100		
A6	4022	通所型サービスA(緩和した基準による)生活機能向上連携加算Ⅱ		生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200		
A6	6220	通所型サービスA(緩和した基準による)口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20単位加算	20	1回につき	
A6	6221	通所型サービスA(緩和した基準による)口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5単位加算	5		
A6	6331	通所型サービスA(緩和した基準による)科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	1月につき	
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の92/1000加算			
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の90/1000加算			
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の80/1000加算			
A6	6380	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の64/1000加算			
A6	6381	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ1		{一}介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の81/1000加算				
A6	6382	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ2			{二}介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)		所定単位数の76/1000加算		
A6	6383	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ3			{三}介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)		所定単位数の79/1000加算		
A6	6384	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ4			{四}介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)		所定単位数の74/1000加算		
A6	6385	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ5			{五}介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)		所定単位数の65/1000加算		
A6	6386	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ6			{六}介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)		所定単位数の63/1000加算		
A6	6387	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ7			{七}介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)		所定単位数の56/1000加算		
A6	6388	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ8			{八}介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)		所定単位数の69/1000加算		
A6	6389	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ9			{九}介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)		所定単位数の64/1000加算		
A6	6390	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ10			{十}介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)		所定単位数の45/1000加算		
A6	6391	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ11			{十一}介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)		所定単位数の63/1000加算		
A6	6392	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ12			{十二}介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)		所定単位数の43/1000加算		
A6	6393	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ13			{十三}介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)		所定単位数の44/1000加算		
A6	6394	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ14			{十四}介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)		所定単位数の33/1000加算		
(看護・介護職員が欠員の場合)									
A6	9007	通所型サービスA(緩和した基準による)11・人欠	1週当たりの標準的な回数を定 める場合	事業対象者・要支援2		1,618単位	看護・介護職員が欠員 の場合 ×70%	1,133	1月につき
A6	9009	通所型サービスA(緩和した基準による)21・人欠	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で4回まで		392単位		274	1回につき